

稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業 要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
1	2	第1章 3 (1)	事業用地面積	「約5.1haを想定している（提案により拡大・縮小は可能）」と記載されていますが、拡大・縮小の制限がありましたらご教示ください。	制限はありません。
2	3	第1章 3 (4)	測量・地質調査等	「測量調査報告書及び地質調査報告書」の閲覧時期や閲覧場所等についてご教示下さい。	入札説明書等で表示します。
3	3	第1章 3 (4)	測量・地質調査等	測量調査報告書は閲覧可能とありますが、地形図等は電子データで提供願えますでしょうか。	入札説明書等で表示します。
4	3	第1章 4	事業範囲	事業用地外で事業者の負担で整備すべき施設、設備について、給水設備、排水設備以外のものを想定されていたら、具体的にご教示ください。	取付道路を想定していますが、その他提案の施設の構造、運営方法により必要な設備が異なることが想定されるため、施設稼働に必要な設備とします。
5	3	第1章 4 (1) ⑤	生活環境影響調査	「市で実施済の部分を除く」と記載がありますが、貴市が既に実施済の具体的な項目をご教示ください。	調査対象地域の設定及び、現況把握調査として大気汚染、騒音、振動、悪臭についての調査を実施しています。
6	3	第1章 4 (1) ⑤	生活環境影響調査	⑤生活環境影響調査について、稚内市様で実施済の内容をご教示願います。	No.5の回答を参照して下さい。
7	3	第1章 4 (1) ⑦	本施設の建設工事及び建設に伴う各種申請	⑦本施設の建設工事には、資源回収等を行う場合の附属施設も含むと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
8	4	第1章 4 (3) ①	最終覆土業務	「最終覆土業務」につきましては、本事業終了時の措置と記載されていますが、貯留構造物を複数個提案した場合、廃棄物埋立は1か所毎に完了し、その都度、各貯留槽毎に最終覆土業務を実施するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。また、複数個提案の場合、既終了部分は最終区画が終了時点で沈下の可能性があることから、「最終覆土業務」にはこの追加の覆土を行うことを含みます。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
9	4	第1章 4 (3) ②	覆蓋施設等の撤去	「覆蓋施設等の撤去」とありますが、覆蓋施設を鉄骨造などの恒久建築物で建設すると計画した場合でも、撤去するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
10	4	第1章 4 (3) ②	覆蓋施設等の撤去	②覆蓋施設等の撤去とありますが、「等」には何を含まかご教示願います。	事業者提案により設置した覆蓋設備を始め、契約終了後に本市が行う閉鎖管理において不要と判断される設備を想定しています。
11	8	第1章 9 (1)	事業条件	本事業の事業条件として「④その他市が指示するもの」とのことですが、①事業契約書、②要求水準書、③事業提案書に記載されない（契約されない）事項について、市が指示するもののうち、帰責者責任が事業者でない場合は、市が費用負担する、との理解で宜しいでしょうか。	提案内容によって事業計画書、要求水準書、事業提案書の内容とは別に出てくる事項等を想定しています。
12	8	第1章 9 (2)	事業提案書の変更	「事業期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の費用と責任において要求水準書を満足させる変更を行うものとする」とのことですが、この文章だと、帰責者責任が事業者以外の場合でも、事業者の費用と責任において変更しなければなりません。 そこで、要求水準書に適合しない箇所の帰責者責任が事業者の場合、との文言追加は可能でしょうか。	原文のままとします。
13	8	第1章 9 (3) ①	記載事項の補足等	要求水準書に明記されていない事項であっても、本事業遂行のために当然必要と思われるものについて、これらは9(3)③疑義の解釈で示されている市と事業者との協議対象になるのでしょうか。	そのとおりです。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
14	8	第1章 9 (3) ①	記載事項の補足等	要求水準書に明記されていない事項であっても、本事業遂行のために当然必要と思われるものがありますが、「当然」という表現が非常に曖昧のため、解釈により事業者が不利益を被る事態が予想されます。想定されている当然必要と思われる項目を具体的にご教示下さい。	法令、マニュアル等に照らして実施しなければならないものを想定しています。
15	9	第2章 1 (6)	生活環境影響調査	現況把握については「市が平成28年度に実施した現況調査の結果を流用することができる。」とありますが、審査時に調査内容が不足する事態が生じた場合のリスク分担についてお考えをご教示下さい	事業範囲として、第1章4.(1)⑤に生活環境影響評価（市で実施済の部分を除く。）としていますので、不足する事態が生じた場合は事業者のリスクとなります。
16	10	第2章 2 (1)	本施設の運転管理	「…最終的な安定化を見据えた埋立…」とありますが、最終的な安定化とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める最終処分場の廃止が可能な状態と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
17	10	第2章 2 (6)	環境管理	「…市が行う環境保全業務について協力を行う。」とありますが、稚内市様が行われる環境保全業務の内容を具体的にご教示願います。	環境保全としては悪臭騒音振動などの各種調査を想定しています。
18	11	第2章 2 (10)	本事業終了時の措置	「本事業完了後の維持管理に必要な一定数の用役・予備品の補充、施設機能の維持、各種マニュアルの作成、その他本事業終了時の措置を実施するうえで必要一切の業務」と有りますが、具体的な数量・項目・メニューなどをご教示下さい。	第5章2.を参照願います。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
19	12	第3章 1 (1) ④	埋立対象物	事業系〔可燃・不燃〕、大型ごみ、その他一般廃棄物)、中間処理残渣(生ごみバイオガス化処理残渣)、産業廃棄物(汚泥、燃え殻、動植物性残渣)と明記されP44ページに量も書かれていますが、その他の一般廃棄物、産業廃棄物(汚泥、燃え殻、動植物性残渣)中間処理残渣の性状、成分とその他の一般廃棄物とは主に何を示しているのかも含めてもっと詳しく教えてもらうことは可能ですか。	産業廃棄物の性状、成分については、資料1を参照願います。 その他一般廃棄物とは、家庭系ごみのうちの町内会等で実施する清掃活動から出るごみ、事業系のうちの海岸漂着物、施設等から出る草・笹等、不法投棄物これらについて稚内市では、その他の一般廃棄物として集計上分類しています。これらを参考に性状、成分を想定願います。 中間処理残渣の性状、成分については発生源及び含水率について資料2で提示しますので、これらを参考に想定願います。 その他、参考資料として、稚内市の分別方法記載のものを資料3として提示します。
20	12	第3章 1 (1) ④	埋立対象物	④埋立対象物の詳細な組成をご教示願います。浸出水処理施設や埋立地区画の設計に必要な情報となりますので、一般廃棄物について厨芥類、紙類、草木類、金属等の重量組成と含水率を、大型ごみについては木製家具、電気製品の種類等の名称を、中間処理残渣については重量組成、含水率、熱灼減量を、産業廃棄物の汚泥や動植物性残渣については汚泥の発生源と含水率を、燃え殻については熱灼減量をご教示願います。	No.19の回答を参照願います。
21	13	第3章 1 (2) ⑭	⑭処理水放流設備工事	⑭処理水放流設備工事において、二の沢川へ放流する場合の放流位置をご教示願います。	事業用地近傍とします。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
22	13	第3章 1 (2) ⑮	計量設備工事	現施設にあるスケール（管理棟）・ストックヤード（倉庫）を今回の業務を受託した企業が、共有使用する事は出来ないのでしょうか。	現施設の管理・運営は別事業者が行っているため、不可とします。
23	15	第3章 1 (4) ③	設計の基本条件	③バイオエネルギーセンターへの搬入車両へ配慮した動線計画をするうえで必要な地形図および道路線形等が分かる資料を開示下さい。	資料4として提示します。
24	15	第3章 1 (4) ④⑤	設計の基本条件	④本事業実施用地の雨水、⑤浸出水処理水の河川放流先は二の沢川との記載がありますが、放流ルートならびに二の沢川への放流部の構造に関わる用地は、事業実施用地内に収まると考えて宜しいのでしょうか。	そのとおりです。
25	15	第3章 1 (4) ⑤	設計の基本条件	浸出水処理水の放流水質について質問します。 下水道放流の場合は資料4に示す値、河川放流の場合資料5に示す値とするとあり、有害物質に関しては概ね環境省の一律排水基準に準じて設定されたと考えますが、下水道及び河川放流の場合の水質基準でカドミウム及びその化合物の基準値1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下は、一律排水基準0.03ミリグラム以下（平成26年11月4日改正）に変更になりますか。 また、同様に下水道放流の場合のトリクロロエチレン1リットルにつき0.3ミリグラム以下は、一律排水基準0.1ミリグラム以下に変更になりますか。	本市の誤りであり以下の通り修正します。  下水道放流及び河川放流の場合 カドミウム 0.3 mg以下 → 0.03 mg以下に訂正します。  下水道放流の場合 トリクロロエチレン 0.3 mg以下 → 0.1 mg以下に訂正します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
26	15	第3章 1 (4) ⑥	設計の基本条件	⑥覆土材仮置き場は事業実施予定地内と記載されていますが、要求水準書 47 ページに記載された矩形の事業用地内で仮置き場を計画すると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
27	15	第3章 1 (4) ⑬	設計の基本条件	見学者に関して、参考までに現処分場における年間見学者数をご教示ください。	平成 27 年度は、150 名となります。
28	16	第3章 1 (5) ⑩	建設の基本条件	⑩地中障害物は、事業者の負担により適切に処分すること。ただし、予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は、市と協議を行うものとする、とのことですが、「予期しない」や「大規模な」という表現が非常に曖昧のため、解釈により事業者が不利益を被る事態が予想されます。よって、具体的な区分（大きさ・重量・処分費用など）をご教示下さい。 また、市と協議の結果、事業者が費用負担することはあるのでしょうか。	基本的には全て事業者負担となりますが、著しく費用が増加となる場合は市と協議を行うこととなります。
29	16	第3章 1 (5) ⑩	建設の基本条件	⑩「地中障害物は、事業者の負担により適切に処分すること。」とありますが、現時点で想定されている地中障害物の種類と量について、ご教示願います。	現時点での地質調査では地中障害物は確認されていませんので想定できません。(No.28 の回答も参照願います。)
30	22	第3章 3 (4) 4) ②	漏水検知システム	「設置直後から廃止までの期間にわたって、遮水機能が維持されているかを観測・管理できる設備とする。」と記載されていますが、廃止までの期間とは、何時までを想定しているのでしょうか。また、観測・管理の設備は、それらを維持させるために維持更新費が必要になりますが、廃止までの期間が本業務期間を超過する分については、本業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	廃止については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項に規定されている確認を受けた状況とします。また、廃止までの想定期間は、埋め立て方式や安定化に向けた方策により変化するため想定できません。 「また、」以降の質問に関しては、第5章3.に示されている機能の維持を行うまでは事業者の負担となりますが、事業期間終了時の措置が完了した以降は市の負担となります。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
31	22	第3章 3 (5) 1) ④	雨水集排水設備工事	④計画降雨確立年は10年及び30年降雨確率と記載されておりますが、一般に雨水排水設備の設計降雨強度は10年確率降雨強度が採用されていることが多いと思われます。 したがって、本計画で30年降雨確立強度で排水施設を設計すると、構造が大きくなり不経済になることが予想されますが、要求水準書通り、設計降雨強度は30年確率降雨強度を採用するのでしょうか。	そのとおりです。
32	24	第3章 3 (6) 3) ③	浸出水集排水設備工事	③「浸出水送水ポンプは2台設置し…」とありますが、埋立区画が複数あり区画ごとに送水設備を設置した場合も、合計で2台設置するものと理解してよろしいでしょうか。	台数については提案事項となります。ただし、ポンプ故障時にも速やかに送水可能な台数として下さい。
33	24	第3章 3 (8)	浸出水処理設備工事	浸出水の原水水質の設定がございませんが、事業者側にて設定するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。また、参考資料として稚内市廃棄物最終処分場における過年度原水水質を資料5として提示します。
34	24	第3章 3 (8)	浸出水処理設備工事	1)一般事項にて、下水道放流の場合も河川放流の場合も放流水質は規定されていますが、設計条件として、計画流入水質をご教示下さい。 流入条件が定まらないと公平な競争になりません。	No.33の回答を参照願います。
35	24	第3章 3 (8)	浸出水処理設備工事	浸出水処理施設の設計にあたり、浸出水（原水）の水質、発生量が必要となりますので、想定条件を要求水準としてご教示ください。	浸出水量については、埋立面積、散水方法により変化するため、提示できません。事業者で設定して下さい。 また、水質についてはNo.33の回答を参照願います。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
36	24	第3章 3 (8)	浸出水処理設備工事	参考までに既設最終処分場浸出水処理施設の原水水質に関するデータを開示頂けないでしょうか。	No.33 の回答を参照願います。
37	25	第3章 3 (8) 4)	浸出水処理設備工事	4) 建築に関する共通事項にて、浸出水処理施設の建築構造物の耐震性能は、官庁施設の総合耐震計画基準より耐震安全性の分類をⅡ類として宜しいでしょうか。	そのとおりです。
38	26	第3章 3 (9)	覆蓋設備工事	覆蓋設備は概ね15年の耐用年数を満足し、記載の要求事項を満足すれば、構造形式・材質に特に制約ないものと考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
39	26	第3章 3 (9)	覆蓋設備工事	覆蓋設備の設計にあたり、想定されている積雪荷重、風荷重、地震荷重などの条件を要求水準としてご教示ください。	建築基準法及び関連法令、通達等で規定されている各種基準にて設計して下さい。参考に建築基準法及び関連法令にて示されている稚内での数値は積雪深は130cm (30N/m <sup>2</sup> )、風速32m/sです。 また、耐震性能についてはNo.37 の回答を参照願います。
40	27	第3章 3 (9)	覆蓋設備工事	5)①に関し、文中「…管理棟との連携を考慮する。」とありますが、管理棟は本事業の施設として本要求水準(案)に示されていないようです。この管理棟は本事業に隣接する既設の管理棟を指すのでしょうか。	既設の管理棟ではありません。 今回の整備で設置される施設とし、併用はありません。 要求水準書第3章3(9)5)文中、「管理棟」の部分を「浸出水処理施設内に設置する管理施設」と修正します。 (No.22 の回答も参照願います。)
41	28	第3章 3 (10) ⑤	道路設備工事	計量時の待車等により公道に停滞しない計画とありますが、公道の範囲を図上でご教示下さい。	第3章 3 (10) ⑤は誤りですので、削除します。



No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
42	29	第3章 3 (15)	計量設備工事	「計量設備は、積載重量10t車が計量可能であること」と記載されていますが、一般的な10tダンプという理解でよろしいでしょうか。また、バイオエネルギーセンターへの搬入廃棄物も含め、これ以上の長さや幅の車両が計画されている場合には、その寸法を要求水準としてご教示ください。	一般廃棄物についての車両仕様については、制限していませんが、基本的にはパッカー車及び中型平ボディ車、一般乗用車となります。ただし、前記車両仕様の他10tダンプでの搬入も想定されます。 参考として、現施設トラックスケールの開口寸法は幅4.2m、高さ3.5mです。
43	30	第4章 1 (2)表	運転管理等必要資格 (参考)	安全管理者の資格とは何の法令によるものなのか、又その種類はどの様なものなのでしょう。公害防止管理者は水質汚濁防止法に基づく水質資格だけで宜しいのでしょうか。	表中の資格の種類欄の「安全管理者」と「衛生管理者」を統合し、「安全衛生管理者」に、主な業務内容を同様に統合し、「安全衛生に係る事項の管理」に修正します。また、公害防止管理者は水質汚濁防止法に基づく水質資格を想定しています。ただし、第4章1.(2)表欄外の記載事項に留意して下さい。
44	32	第4章 2 (2)	埋立対象物受入時間	埋立対象物の受入時間の記載はありますが、貴市が想定されている1日当たりの埋立対象物の受入量(車両の種類および台数)を要求水準としてご教示ください。	平成27年度実績では、一日平均52台となっています。また、バイオエネルギーセンターへの搬入台数は、一日平均で11台となっています。 車両仕様は、No.42の回答を参照願います。
45	34	第4章 3 (2)②	料金及び循環資源利用促進税の徴収	「産業廃棄物を搬入しようとする者から搬入廃棄物の処理に関する処理料金及び循環資源利用促進税の徴収は市が行う」とありますが、貴市職員が常駐して対応されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が搬入廃棄物を受付・計量・記録・整理等を行い市へ報告し、それに基づき市が徴収を行うこととなるので、市の職員は、常駐しません。
46	34	第4章 4 (1)③	埋立作業	「資源物の除去」とありますが、除去した資源物の措置方法を御教示願います。	提案事項とします。 例として既設最終処分場で実施している方法を示します。 ○既設最終処分場での例 本市では資源物の分別回収しているが、埋立廃

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
					<p>棄物の中に資源物が混入される場合があり、埋立対象物のうち資源として活用できるものを除去し、その量としては、参考として金属で売却量として年間 80 t 程度となっています。</p> <p>なお、埋立対象物の所有権は、本市にありますが、附帯事業の内容を勘案して対象となる未利用資源の所有権は事業者となります。</p>
47	34	第 4 章 4 (1) ③	埋立作業	「資源物の除去、転圧等による埋立量の減量化に配慮する」と記載がありますが、除去すべき資源物の種類と想定量、および除去した資源物の搬出等処理方法を要求水準としてご教示ください。	No.46 の回答を参照願います。
48	35	第 4 章 4 (1) ⑦	埋立作業	覆土について、即日覆土を含め適正に覆土をするのとありますが、クローズド型処分場における即日覆土を実施する理由をご教示下さい。	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に定める省令(昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号)」で規定されています。
49	36	第 4 章 5 (2) ①	適正処理	河川放流等について、近隣との協定等があればご教示ください。	既設最終処分場では河川放流であったときに、漁業関係団体と公害防止協定を結んでいます。
50	36	第 4 章 5 (3)	水質分析	「浸出水の原水水質及び処理水質を定期的に分析する」と記載がありますが、分析項目、測定頻度を要求水準としてご教示ください。	<p>以下の通りとします。</p> <p>○原水水質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道放流の場合は要求水準書資料 4 の表中番号のうち、1～33 についての項目を 1 回/年以上、同表中番号のうち、34～41 については 1 回/月以上を基本としますが、頻度、項目について稚内市下水道施設課との協議事項とします。</li> </ul> <p>さらに、化学的酸素要求量の測定項目の追加及び測定頻度について、稚内市環境水道部水道施設課下水道グループと協議事項とします。</p>

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川放流の場合は要求水準書資料5の項目を1回/年以上 ただし、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数については1回/月以上</li> <li>○放流水質</li> <li>・下水道放流の場合は原水水質の測定項目、頻度と同様とします。(稚内市環境水道部水道施設課下水道グループとの協議項目を含む。)</li> <li>・河川放流の場合は原水水質の測定項目頻度と同様とします。</li> </ul>
51	36	第4章 5 (3)	水質分析	浸出水原水水質の測定頻度と測定項目に指定があれば、ご教示下さい。	No.50の回答を参照願います。
52	39	第4章 6 (10)	除雪	除雪した雪は敷地内に堆積場を設けて処理するのでしょうか、又は貴市の指定場所等へ運搬するのでしょうか。指定場所等へ運搬する場合は、条件等をご教示ください。	事業区域内での処理を基本としますが、事業契約時の協議事項とします。
53	39	第4章 6 (11)	警備	警備の対象範囲と条件等につきまして、要求水準としてご教示ください。	提案される施設構成により警備対象範囲が変化しますが、主に建築物を想定しており、浸出水処理施設、覆蓋設備への侵入防止、破損防止が考えられます。
54	39	第4章 7 (1)	事業者が行う環境保全業務	環境保全に係る測定に関して、測定項目と位置、頻度等の指定があればご教示下さい。	地下水水質の測定を想定しています。測定項目、位置、頻度等については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に定める省令(昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号)」第1条第2項十に規定されている事項を遵守して下さい。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答																													
55	42	第5章 4	事業期間の短縮又は延長	運営・維持管理期間が短縮又は延長された場合、事業契約の条件は変更されずに期間のみ延長するという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に表示します。																													
56	42	第5章 4	事業期間の短縮又は延長	運営・維持管理期間が短縮又は延長された場合においても、施設の設計・建設等に係る初期投資に相当する費用については予定どおり支払われるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。																													
57	44	資料3	計画埋立量及びごみ処理フロー	計画埋立量及びごみ処理フローの各埋立物の埋立量の対象期間の合計数値をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。	<p>本市の誤りであり合計数値を以下の通り修正します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">埋立量 (t)</td> <td rowspan="3">家庭系ごみ</td> <td>一般ごみ（可燃・不燃）</td> <td>33,844</td> </tr> <tr> <td>大型ごみ</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34,062</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業系ごみ</td> <td colspan="2">一般ごみ（可燃・不燃）</td> <td>42,472</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中間処理残渣</td> <td>9,692</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他一般廃棄物</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">産業廃棄物</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>109,226</td> </tr> </tbody> </table>				合計	埋立量 (t)	家庭系ごみ	一般ごみ（可燃・不燃）	33,844	大型ごみ	218	計	34,062	事業系ごみ	一般ごみ（可燃・不燃）		42,472	中間処理残渣		9,692	その他一般廃棄物		11,000	産業廃棄物		12,000	合計			109,226
			合計																															
埋立量 (t)	家庭系ごみ	一般ごみ（可燃・不燃）	33,844																															
		大型ごみ	218																															
		計	34,062																															
事業系ごみ	一般ごみ（可燃・不燃）		42,472																															
	中間処理残渣		9,692																															
	その他一般廃棄物		11,000																															
	産業廃棄物		12,000																															
合計			109,226																															
58	46	資料5	二の沢川(河川)放流の場合の水質基準	「アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物」の項目は、「当分の間」と注釈がありますが、事業期間中は本基準であると想定すれば宜しいでしょうか。	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に定める省令(昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号)の規定の通りとしていますので、基準が変更となった場合はその基準に準じることとなります。																													